別紙１

平成３０年度国産花きイノベーション推進事業「需要に応じた

国産花きの生産及び安定供給技術の実証」の試験研究公募要綱

１．事業の目的

洋らんのうち特に胡蝶蘭の日持ち性向上等品質向上技術の実用化を加速するため、植物成長調整剤を使用した日持ち性確保栽培技術、及び複数のＬＥＤ光の波長の特性を活用した統合生育制御技術開発の試験研究を公募により実施。

２．研究･調査課題の規模

　　　　・植物成長調整剤の適正使用による日持ち性確保技術は50万円以内

・複数のＬＥＤ光の波長の特性を活用した統合生育制御技術は100万円以内

４．研究・調査実施期間

2018年７月～2019年２月

５．応募資格

　　　　大学、地方公共団体の研究機関等。

　　　　応募者は、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者、経理責任者を設置していること。

６．対象経費

1. 補助対象経費

　　ア　直接経費：研究開発に直接必要な経費

1. 人件費

研究員等の人件費。ただし、国又は地方公共団体からの交付金で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の人件費は計上できない。

1. 謝金

補助事業者以外の学識経験者等に対する謝金、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

1. 旅費

研究にかかる国内への調査旅費、検討会出席旅費

1. 試験研究費

　　ⅰ）機械・設備・備品費

　　　　原型のまま比較的長期に反復使用ができるもので、取得価格が５万円以下のもの。

　　ⅱ）借料及び損料

　　　　機械・設備・備品費の借用料等

　　ⅲ）消耗品費

　　　　機械・設備・備品費に該当しない物品。

　　ⅳ）印刷製本費

　　　　報告書、資料等の印刷・製本にかかる経費

　　v） 賃金

　　　　研究開発に従事する研究補助者等の賃金

　　vi）雑役務費

　　　　研究開発に必要な加工・試作・分析等の外注費

1. 補助対象経費として認められない経費

不動産取得に関する経費、汎用性のある事務用机、椅子など補助対象経費として認められない経費。